

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録  
目 次

第 1 号（5月13日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
報告第1号	6
一般質問	10
閉会の宣告	14

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第60号  
令和2年5月1日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 植 村 博

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和2年5月13日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和2年5月1日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

令和2年5月13日(水)

午後3時開会

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号))

日程第4 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	村越誠	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	円谷憲人	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日下みや子	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	塚本竜太郎	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清水 聖士 君
副 管 理 者	秋山 浩保 君
副 管 理 者	笠井 喜久雄 君
会 計 管 理 者	鈴木 信彦 君
事 務 局 長	若泉 哲也 君
事 務 局 次 長	杉浦 清 君
総 務 課 長	鈴木 教之 君
あじさい所長	杉浦 清 君

し ら さ ぎ 所 長      笠 井 雅 之 君  
周 辺 整 備 室 長      小 林 一 秀 君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長      原              晃      一  
白井市環境課長      金 井              正  
鎌ヶ谷市クリーン推進課長      中 川              聡

---

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長      栗 原              稔

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき大変にご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））、以上1件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、8番、田中和八議員、9番、日下みや子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、報告1件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当組合では住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務が滞ることのないよう、住民をはじめ関係する廃棄物処理業者や各事業者へ協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じるとともに、事業の継続に努めているところであります。

また、さわやかプラザ軽井沢及び藤ヶ谷ふれあいセンターにつきましては、3月2日から当面の間休館とする措置を行っているところでありますが、開館時期につきましては、感染症の拡大の状況や他の地方公共団体施設の状況を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を継続し、本年度の施設長寿命化事業や周辺整備事業など、組合事業を進めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和元年度一般会計予算において予算の繰越しを行うに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、都市公園整備事業に関わる用地購入において、契約には至ったものの登記等が年度内に完了しないことから、予算を繰り越す必要が生じたことによるものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

---

### ◎報告第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

報告第1号及び報告第1号資料を御覧ください。報告第1号については、令和元年度一般会計予算

におきまして、予算の繰越しを行うに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

報告第1号の3枚目、令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を御覧ください。

第1条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費を設定するものでございます。

次ページを御覧ください。繰越明許費を設定する事業名については、都市公園整備事業で、金額は3,309万2,000円とするものでございます。

次に、繰越しに至った経緯についてご説明いたします。

報告第1号資料を御覧ください。経緯につきましては、令和元年度社会資本整備総合交付金を他市町村より流用を受け、追加執行をしようとしたところ、国の交付決定が遅れ、都市公園整備事業における用地購入について契約には至ったものの、登記等が年度内に完了しないことから、組合予算を繰り越す必要が生じたことによるものでございます。

繰越し対象となる用地取得につきましては、2地権者で約3,000平方メートルとなっております。対象用地の位置図につきましては、2枚目のとおりでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市選出の日本共産党の日下みや子でございます。

報告第1号について質問を行います。この案件は、令和元年度の予算について、国の社会資本整備総合交付金3,309万2,000円について、翌年度に繰り越して使用するため、専決処分の承認を求めるといふものです。これは国の交付決定の遅れが生じたものでありまして、これについて反対するものではございませんけれども、1点だけ質問させていただきたいと思っております。

この交付金、都市公園整備事業の用地購入の費用であります。この事業は平成28年1月に基本計画が示されて、同年3月に実施計画が示されました。平成43年度までの事業として、第1期、第2期、第3期と工区が示され、進められているところです。第1期は、平成33年度まで、すなわち令和3年

度までとしております。そこで、第1期事業の用地取得において、繰越し部分も含めた令和元年度の執行状況について、取得面積、取得費用、財源内訳をお示しいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 都市公園事業の令和元年度の執行状況についてお答えいたします。

都市公園整備第1期事業における用地取得の状況につきましては、第1期整備エリアの事業用地、約1万459.85平方メートルのうち、繰越しを含めた令和元年度分では4,525.03平方メートルの土地を取得し、用地費は約4,800万円となっております。財源内訳でございますが、国費が約1,480万円、組合債が2,660万円、一般財源が約660万円となっております。

以上です。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） ただいまの答弁で、令和元年度分の用地取得について、6,423万2,000円という報告でございましたけれども、平成31年度、すなわち令和元年度の予算書を見てみますと、都市公園用地購入費として6,420……ごめんなさい。ちょっと間違えました。すみません、もう一回答弁をお願いします。

○議長（植村 博議員） 必要ですか、やはり答弁は。

○9番（日下みや子議員） もう一回金額言ってくださいますか。

○議長（植村 博議員） では、金額だけお願いします。

○事務局長（若泉哲也君） 土地費用の実績につきましては4,800万円となります。予算につきましては6,423万2,000円を計上して……

○9番（日下みや子議員） 実績言ってください。

○事務局長（若泉哲也君） 実績につきましては、面積で4,525.03平方メートルの土地を取得してございます。

○9番（日下みや子議員） 金額は幾らでしょうか。

○事務局長（若泉哲也君） 金額は約4,800万円となっております。

○議長（植村 博議員） よろしいですか。

○9番（日下みや子議員） はい、失礼しました。

今答弁で令和元年度分の用地取得について4,800万というご答弁だったのですけれども、予算書を見てみますと、都市公園用地購入費として6,423万2,000円と計上されているのです。その違いは一体何なのかということの説明していただきたいと思います。

それから、もう一つ面積についてなのですが、平成28年3月策定の実施計画には、第1期の用地取得面積に続いて0.9ヘクタール、すなわち9,000平方メートルと記されております。今の答弁です



と1万459.85平方メートルと、そういう答弁でしたので、その異なるのはなぜなのか、これについても説明をお願いいたします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

小林周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは、都市公園整備事業の用地購入に係る予算執行及び第1期整備エリアの事業用地面積についてでございます。

初めに、都市公園整備事業の用地購入に係る予算執行についてでございますが、当初予算では5,254平方メートルの用地購入を見込み、約6,420万円の予算措置をしたところでございます。しかしながら、諸事情によりこのたびの追加取得においては、令和2年度の購入予定の地権者と交渉し、ご理解を得られたことから、3,062.76平方メートルの用地購入となったものでございます。

また、第1期整備エリアの事業用地面積につきましては、実施計画では公簿面積の積上げにより0.9ヘクタールとしたところですが、実測を行ったことにより1万459.85平方メートルとなったものでございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員、よろしいですか。

○9番（日下みや子議員） では、1点だけ。

○議長（植村 博議員） では、3問目、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 今私の質問も、それからご答弁も数字ばつと言われてもなかなか分からないと思うのです。実は一般質問のところでも私質問しますけれども、実は当初の基本計画と取得の費用も、それから取得の面積も変わってきているのです。ですから、令和元年度の予算執行については、今年の夏の決算で示されると思うのですけれども、都市公園整備事業の進行状況ですとか、それから計画の変更などについては、改めて変更内容の説明をどこかでしていただきたいと思うのです。また、事業の内容についても、議会の構成メンバーも代わっておりますので、私は当時の計画示されたときにいたのですけれども、新しい方がほとんどですので、それどこかでちょっとその紙面を通して、取得の面積、それからかかる費用についての説明していただきたいということを意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（植村 博議員） では、意見ということで、答弁は要りませんか。

○9番（日下みや子議員） はい、いいです。

○議長（植村 博議員） それでは、以上で日下議員の質疑を終結いたします。

報告第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号を承認とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植村 博議員） ありがとうございます。起立全員でございます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））については、承認することに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（植村 博議員） 次に、日程第4、一般質問を行います。

事前に通告のありました円谷議員、日下議員について質問を認めます。

初めに、円谷議員の質問を認めます。

円谷議員。

○6番（円谷憲人議員） 円谷でございます。よろしく願います。

通告書にございますとおりなのですが、柏市議会3月定例会におきまして、柏市よりごみの共同処理の解消を含め清掃工場の合理化について、今後鎌ヶ谷市や環境衛生組合等との協議をはじめ所要の検討を進めるとの方針が示されました。これについて組合の現時点での考え方、また今後の方針等について説明してください。

○議長（植村 博議員） それでは、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） ごみの共同処理の解消を含めた清掃工場の合理化における組合での現時点での考え方についてお答えいたします。

柏市では、ご質問にございましたとおり方針が示されたほか、市議会においてもごみ焼却能力の余剰や施設の老朽化、市内のごみ処理制度の相違といった問題について、ごみの共同処理の解消を含めた鎌ヶ谷市との協議を始めるに当たり、清掃工場の地元の皆様や関係者等への説明に着手する旨の報告がなされたものと認識しているところでございます。

一方、鎌ヶ谷市では市議会への市政報告において、柏市から3清掃工場を有しているが、2工場体制での対応が可能なことから、共同処理解消を前提とした協議を行いたい旨の申し出があり、協議の在り方について話し合いを進めてきた結果、ごみの共同処理の解消を含めた協議の開始に当たり、一定の合意項目を書面として取り交わすことを目指すこととした旨の報告がなされたものと認識しているところでございます。

当組合といたしましては、現時点で両市の報告にございますとおり、協議を開始するためにどのような合意がなされていくのか、注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（植村 博議員） 再質問についてはよろしいですか。

それでは、円谷議員。

○6番（円谷憲人議員） 1点だけ述べさせていただきます。

現時点では、恐らくこれ以上のことは答弁できないというようなところであるかと思えます。柏市にとってみますと、現状ごみの処理について1市2制度状態が続いていること、またごみ処理事業の統一した運営でこの協議は遅かれ早かれやるべきことであって、必要なことであろうかと私は考えております。その一方で、旧沼南町の時代から3市で共同のごみ処理を行ってきたという歴史もございまして、軽々に結論を出していい問題でもないのかなというふうに十分承知をしているところでございます。

この問題について、恐らく組合の当局で議論をするというよりは、3市の自治体レベルで政策的な議論の協議をしていかななくてはならないということだというふうに考えますので、今議会には管理者、副管理者として各市の市長さん方出席されておりますけれども、当組合議会ですとか、もちろん当局のご意見、また市議会の意見、住民の意見と様々なことがこれから出てくるかと思えます。それらを踏まえて活発な議論をお願いしたい、このように思います。また、組合当局におかれましては、組合の運営に直接関わるような大きな協議になるかと思えます。情報収集はもちろんですが、こういった協議になっても柔軟に対応できるように、順次努めてもらいたいと、このようにお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で円谷議員の一般質問を終結いたします。

次に、日下議員の質問を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） では、一般質問を行います。

政府は、4月7日に発した新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を全国で5月31日まで延長するとしました。私ども日本共産党は、延長については現状でやむを得ないとしつつも、今こそこれまで求めてきた外出自粛と休業要請と補償は一体でなければならないという立場に立っております。そして、政府にも求めております。

さわやかプラザ軽井沢も、4月から施設の休館を余儀なくされているわけなのですが、そこでさわやかプラザ軽井沢の運営について、新型コロナウイルス関連で1点目、感染症拡大防止のために休館しているさわやかプラザ軽井沢の指定管理料など予算面での影響について、令和元年度分と今年、令和2年度分の状況についてお示しいただきたいと思えます。

2点目ですけれども、さわやかプラザ軽井沢に雇用されている従業員の賃金保障はどうなるのか、お示してください。

3点目ですけれども、今年の4月1日からさわやかプラザの利用料金に変更されましたけれども、具体的内容をお示してください。

次に、周辺整備事業について伺います。今議会の報告事項に、周辺整備事業費について17億8,000万円から、見直しにより約20億6,000万円の推計となりました。その内容について説明していただきたいと思います。また、この事業なのですけれども、当初からの事業費の変遷もお示してください。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） さわやかプラザ軽井沢の運営及び周辺整備事業についてのご質問にお答えいたします。

最初に、さわやかプラザ軽井沢の運営につきましては、3点ご質問ございました。最初に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るさわやかプラザ軽井沢の臨時休館による指定管理料などの予算面での影響についてでございますが、令和元年度につきましては、さわやかプラザ軽井沢の運営と維持管理に関する協定書に基づき、今回の新型コロナウイルス感染症に関連する事項について、不可抗力に該当する事項として臨時休館を開始した令和2年3月2日から令和2年3月31日までの間について取り扱ったところでございます。この間、施設利用料収入がなかったことから、施設の維持管理に要した経費から当月分の指定管理料に相当する額を差し引いた額を保障することといたしました。なお、令和2年度につきましても、臨時休館中の対応は基本的には令和元年度と同様の考え方で進めてまいりたいと考えております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の従業員への賃金保障についてでございますが、指定管理者からは指定管理者が雇用している従業員のうち、臨時休館中に通常勤務を行っている正規従業員は100%の賃金保障を、またアルバイト従業員は全て自宅待機の状態で、労働基準法に基づき平均賃金の60%を休業手当として保障していると伺ってございます。

次に、今年度当初からの利用料金についてでございますが、消費税改定に伴い令和元年6月19日、条例第1号により改正された柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例に定められた額を上限といたしまして、令和2年4月1日以降の利用料金設定に係る指定管理者からの申請を受け、令和2年1月17日付で承認いたしました。具体的には、温水プール利用料など税率の端数調整の関係で利用料金の変動のないもの、浴場利用料など10円増額になったもの、また温水プール、トレーニングルーム、浴場の3施設利用料は20円の増額となっております。

続きまして、周辺整備事業における事業費についてお答えいたします。周辺整備事業の総事業費につきましては、廃棄物処理施設周辺整備基本設計において都市公園整備に係る概算総事業費を17億8,000万円と積算したところでございますが、令和元年度より第1期整備エリアの用地買収に着手したことから、補償コンサルタントからの意見を伺う機会が増えたことなどにより、用地買収に伴う支障物件の移転補償費がより明確になった結果、約2億8,000万円の増となったものでございます。

なお、事業費の変遷につきましては、平成27年度に策定いたしました廃棄物処理施設周辺整備基本

計画の段階で約15億6,000万円、基本設計の段階で約17億8,000万円、現時点での推計金額は約20億6,000万円と推移しておりますが、現時点では、補償対象物件を外観からの目視による概算補償費として算出しておりますので、詳細に調査いたしました結果、今後事業費に増減があることも考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員。

○9番（日下みや子議員） 2問目お伺いします。

さわやかプラザ軽井沢の運営についてなのですけれども、利用料金の値上げによる影響額をどのように算出しているのか。これは新型コロナウイルスによる影響額を除外して示していただきたいと思えます。

2点目、今後の施設利用の再開についてはどのように考えているのでしょうか。

次に、周辺整備事業について伺います。この事業なのですけれども、平成7年度に計画された事業なのです。私この当時はいなかったのですけれども、かなり規模の大きな事業として計画されたのです。ちょっと金額忘れましたが、地元の方から大風呂敷を広げたような事業だと揶揄されたような、そういうことを伺っておりますけれども、その後見直しがされて、平成28年1月に基本計画が策定されまして、答弁にもありましたように、概算事業費は15億6,000万円としてスタートしました。その後17億8,000万円に見直しされるのですけれども、今回さらに20億6,000万円に膨らむとの推計です。

当組合の予算の提案のときには、もうこれ必ずと言っていいほど、管理者から当組合の財政の厳しさというのが必ず報告されるわけです。組合予算の厳しさと、それから歳出の削減の取組が常々表明されている中で、私も事務局の皆さんとやりとりする中で、やはり運営の厳しさというのは非常に感じているところなのですけれども、その点からも周辺整備事業費は極力抑制的でなければならぬというふうに考えるのです。にもかかわらず、こうして事業費が15億円から20億円といったら5億円も膨らんでいるわけですから、その点についてどう考えるのか、見解を伺いたいと思えます。

以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。ご質問の1点目、さわやかプラザ軽井沢の運営についてでございます。初めに、利用料金の値上げによる影響額の算出についてでございますが、値上げによる影響額につきましては、過去の議会において平成27年度から平成31年度までの指定管理期間における平成31年度の収支計画による下期分の影響額として約99万円の増額とお答えしたところでございますが、今回

令和2年度から令和6年度までの指定管理期間における令和2年度の収支計画による1年間の影響額を再度算定したところ、約174万円の増額を想定しているところでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の施設利用の再開についてお答えいたします。本組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、さわやかプラザ軽井沢を当面の間臨時休館しているところでございます。再開時期につきましては、緊急事態宣言の期間や他の公共団体施設の状況を注視しながら、慎重に検討してまいります。なお、再開に当たりましては、施設の段階的な運用も視野に入れるとともに、有効な感染防止対策等の実施を検討してまいります。

次に、ご質問の2点目、周辺整備事業費についてお答えいたします。周辺整備事業費につきましては、策定した基本計画に基づき推計したものでありますが、今回の増額は事業が進捗するに当たり用地購入における補償費がより明確になったことによるものでございます。なお、事業の実施に当たりましては、可能な限り国費を活用するなど財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 日下議員、よろしいですか。

○9番（日下みや子議員） はい。

○議長（植村 博議員） 以上で日下議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

午後 3時32分 閉 会